

岐阜県公報

第 三 十 四 号
令 和 元 年 八 月 三 十 日

(金 曜 日)

目 次

規 則

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則
岐阜県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

(人 事 課) 一八五
(障 害 福 祉 課) 一八五

告 示

岐阜県統計調査条例に基づく県統計調査に関する告示の一部改正

(統 計 課) 一八九

公衆浴場入浴料金の統制額の指定
保安林の解除をしようとする旨の通知

(生 活 衛 生 課) 一八九
(治 山 課) 一八九

訓 令

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令
岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

(人 事 課) 一九〇
(同) 一九〇

公 示

公共測量の実施
土地区画整理事業の換地処分

(用 地 課) 一九〇
(都 市 整 備 課) 一九一

規 則

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年八月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第四十二号

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

岐阜県行政組織規則(平成十八年岐阜県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

第三十五条第四項の表飛騨県税事務所自動車税出張所の項第一号中「自動車取得税(軽自動車に係るものを除く。)」を「自動車税環境性能割」に、「自動車税」を「自動車税種別割」に改める。

第三十七条の表総務課税課の項第三号中「自動車取得税及び」を削り、同項第四号中「自動車取得税」を「自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割」に改め、同項第五号中「自動車税」を「自動車税種別割」に改める。

附 則

この規則は、令和元年十月一日から施行する。

岐阜県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年八月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第四十三号

岐阜県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県児童福祉法施行細則（昭和四十七年岐阜県規則第十七号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項中「同条第二項」を「第二項」に、「した場合は含む。」を「含む。次項において同じ。）」に改め、同条第二項中「別表第一」の下に「法第二十七条第一項第三号若しくは第二項の規定による措置（障害児入所施設に係るものに限る。）をした場合であつて本人又はその扶養義務者から徴収するときは別表第二」を加え、「別表第二」を「別表第三」に改める。

別表第二備考第一号中「（昭和25年法律第226号）」を削り、同表備考第三号中「、障害児入所施設、指定発達支援医療機関（入所に限る。）」を削り、同表備考第四号②中「（昭和39年法律第129号）」を削り、同号③中「（平成17年法律第123号）」を削り、同号④中「（昭和24年法律第283号）」を削り、同号⑤中「（昭和39年法律第134号）」を削り、同号⑥中「（昭和34年法律第141号）」を削り、同号⑦中「（昭和25年法律第123号）」を削り、同号⑧中「（昭和25年法律第144号）」を削り、同表備考第八号（一）中「、福祉型障害児入所施設」を削り、同号②中「医療型障害児入所施設及び指定発達支援医療機関又は」及び「措置児童又は」を削り、「措置児童等」を「入所者」に改め、同表を別表第三とし、別表第一の次に次の一表を加える。

別表第 2 (第 23 条関係)

扶養義務者徴収額表(障害児入所施設における法第 27 条第 1 項第 3 号又は第 2 項の規定による措置)

各月初日の措置児童等の属する世帯の階層区分		徴収月額	
階層区分	定義		
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯	2,200円	
C	A階層を除き当該年度分の市町村民税課税世帯であつて、その市町村民税の額が均等割の額のみ世帯(所得割の額のない世帯)	4,500円	
D 1	A階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であつて、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	12,000円以下	6,600円
D 2		12,001円から30,000円まで	9,000円
D 3		30,001円から60,000円まで	13,500円
D 4		60,001円から96,000円まで	18,700円
D 5		96,001円から189,000円まで	29,000円
D 6		189,001円から277,000円まで	その月のその措置児童等に係る措置費の支弁額(治療に要する費用を含む。以下同じ。)。ただし、その額が41,200円を超えるときは、41,200円とする。
D 7		277,001円から348,000円まで	その月のその措置児童等に係る措置費の支弁額。ただし、その額が54,200円を超えるときは、54,200円とする。
D 8		348,001円から465,000円まで	その月のその措置児童等に係る措置費の支弁額。ただし、その額が68,700円を超えるときは、68,700円とする。
D 9		465,001円から594,000円まで	その月のその措置児童等に係る措置費の支弁額。ただし、その額が85,000円を超えるときは、85,000円とする。
D 10		594,001円から716,000円まで	その月のその措置児童等に係る措置費の支弁額。ただし、その額が102,900円を超えるときは、102,900円とする。
D 11		716,001円から864,000円まで	その月のその措置児童等に係る措置費の支弁額。ただし、その額が122,500円を超えるときは、122,500円とする。
D 12		864,001円から1,056,000円まで	その月のその措置児童等に係る措置費の支弁額。ただし、その額が143,800円を超えるときは、143,800円とする。
D 13		1,056,001円から1,238,000円まで	その月のその措置児童等に係る措置費の支弁額。ただし、その額が166,600円を超えるときは、166,600円とする。
D 14		1,238,001円から1,439,000円まで	その月のその措置児童等に係る措置費の支弁額。ただし、その額が191,200円を超えるときは、191,200円とする。
D 15		1,439,001円以上	その月のその措置児童等に係る措置費の支弁額

備考

- 1 この表のC階層における「均等割の額」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、同階層及びD1～D15階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割の額をいう。
 なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があつた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。
- 2 所得割の額の算定方法は、地方税法の定めるところによるほか、次に定めるところによること。
- (1) 地方税法第314条の7、第314条の8並びに附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。
- (2) 地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族（16歳未満の者に限る。以下「扶養親族」という。）及び同法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族（19歳未満の者に限る。以下「特定扶養親族」という。）があるときは、同号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に同法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。
- (3) 当該扶養義務者が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。
- (4) 地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する者又は同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者であるときは、次のア又はイに定めるとおりとする。
- ア 地方税法第295条第1項（第2号の規定に係る部分に限る。）の規定により市町村民税が課されないこととなる者である場合は、所得割の額は、零とする。
- イ アに該当しない者である場合は、地方税法第314条の2第1項第8号に規定する額（同条第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。
- 3 措置児童等の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であつても、次に掲げる世帯である場合には、この表の規定にかかわらず、当該階層の徴収月額額は、0円とする。
- (1) 「単身世帯」…扶養義務者のいない世帯（自立援助ホームの入所児童は、単身世帯とみなす。）
- (2) 「母子世帯等」…母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する配偶者のない女子又は配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものの世帯
- (3) 次に掲げる者（社会福祉施設に措置された児童（者）、児童福祉法第21条の5の3により障害児通所支援を受ける児童、同法第24条の2により障害児入所施設を利用する児童、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（平成17年法律第123号）第6条の自立支援給付の受給者（同法第5条第6項、第13項、第14項及び第15項のサービスに限る。）又は同法附則第22条の特定旧法受給者を除く。）のいる世帯
- イ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者
- ロ 知事から療育手帳の交付を受けた者
- ハ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に規定する特別児童扶養手当の支給対象児
- ニ 国民年金法（昭和34年法律第141号）に規定する国民年金の障害基礎年金手当等の受給者
- ホ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
- (4) 保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると子ども相談センター所長又は福祉事務所長が認めた世帯
- 4 同一世帯から2人以上の児童等が措置されている場合においては、その月の徴収月額額の最も多額な児童等以外の児童等については、最も多額な児童等の徴収月額額に0.1を乗じた額をもつてその児童等の徴収月額とする。
- 5 入所児童等の各月の支弁額の算出方法は、次の算式による。
- (1) 福祉型障害児入所施設の措置費の各月のその措置児童等1人当たりの支弁額は、次の算式アにより算定した額とする。ただし、その措置児童等の在籍日数が1月未満であるときは、算式イによるものとする。
- 算式ア
- $$\frac{\text{その施設の事務費の月額保護単価（民間施設給与等改善費及び知的障害児自活訓練事業加算費の単価を除く。算式イにおいて同じ。）} + \text{事業費の各費目のその月におけるその措置児童等につきその支弁した額の合算額}}{\text{算式イ}}$$
- 〔事務費の月額保護単価＋事業費の各費目のうち月額保護単価により支弁した額の合算額〕÷その月の日数〕×その月の措置児童等在籍日数＋事業費の各費目のうち月額保護単価により支弁した費目以外の事業費の支弁した額の合算額
- (2) 医療型障害児入所施設及び指定発達支援医療機関の措置費の各月のその措置児童又は入所者1人当たりの支弁額は、事業費の各費目のその月におけるその措置児童等につき支弁した額の合算額とする。
- 6 入所児童等の施設在籍日数が1月未満であるときは、5の算式により算出した支弁額と、この表の徴収月額額とを比較し、いずれか低いほうの額をその者のその月の徴収月額とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の岐阜県児童福祉法施行細則の規定は、令和元年六月一日（以下「適用日」という。）以後に採る措置に係る徴収金から適用する。
- 2 適用日の前日から引き続き障害児入所施設又は指定発達支援医療機関に入所し、又は入院している本人又はその扶養義務者から徴収金を徴収する場合であつて、改正後の第二十三条第二項の規定により算定した額が前月分の徴収金の額を超えるときにおける徴収金の額については、なお従前の例による。ただし、改正前の同項の規定により算定した額が当該本人又はその扶養義務者から徴収すべき前月分の徴収金の額を超える場合における当該超えた月以後の月分の徴収金の額については、この限りでない。
- 3 前項ただし書の規定にかかわらず、障害児入所施設又は指定発達支援医療機関に入所し、又は入院した本人又はその扶養義務者から、適用日からこの規則の施行の日の属する月の末日までに採られた措置に係る徴収金を徴収する場合であつて、改正後の第二十三条第二項の規定により算定した額が改正前の同項の規定により算定した額を超えるときにおける徴収金の額については、なお従前の例による。

告 示

岐阜県告示第百八十四号

岐阜県統計調査条例に基づく県統計調査に関する告示（平成二十一年岐阜県告示第二百四十号）の一部を次のように改正し、令和元年九月二日から適用する。

令和元年八月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

「岐阜県子ども調査」を「岐阜県子ども調査
岐阜県女性活躍推進調査」に改める。

岐阜県告示第百八十五号

公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和三十一年厚生省令第三十八号）第二条の規定により、公衆浴場入浴料金の統制額を次のとおり指定し、令和元年十月一日から適用する。

なお、公衆浴場入浴料金の統制額の指定に関する告示（平成二十六年岐阜県告示第四十八号）は、令和元年九月三十日限り廃止する。

令和元年八月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 公衆浴場の入浴料金の統制額

区 分	大 人 (十二歳以上の者)	中 人 (六歳以上十二歳未 満の者)	小 人 (六歳未満の者)
金 額	四六〇円	一六〇円	八〇円

二 この統制額は、温泉その他知事が特殊なものと認めた公衆浴場については、適用しない。

岐阜県告示第百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

令和元年八月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 解除予定保安林の所在場所

恵那市上矢作町下字宮本四六一の四（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 解除の理由
指定理由の消滅

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第四号

庁中一般
各現地機関

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年八月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県事務決裁規程（昭和四十三年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第三税務課の表二の項中「地方法人特別税等に関する暫定措置法」を「地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法」に、「いう。」及び「をいう。」に、「の施行事務」を「及び特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第四号）の施行事務」に改め、同表課長専決事項の欄第四号中「及び森林環境譲与税」を「森林環境譲与税及び特別法人事業譲与税」に改める。

附 則

この訓令は、令和元年十月一日から施行する。

岐阜県訓令甲第五号

庁中一般
各現地機関

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和元年八月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県現地機関事務決裁規程（昭和四十四年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第二課税事務所及び自動車税事務所の表一の項課長専決事項の欄第一号中「第三十二条第五項及び」を削り、「第四百四十四条の四十七第五項」の下に「及び第七十一条第五項」を加える。

附 則

この訓令は、令和元年十月一日から施行する。

公 示

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により美濃市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年八月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 作業機関
美濃市
- 二 作業種類
公共測量（車載写真レーザ測量）
- 三 作業期間

令和元年八月一日から

令和二年一月十五日まで

四 作業地域

美濃市

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により瑞穂市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年八月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

瑞穂市

二 作業種類

公共測量（修正測量）

三 作業期間

令和元年七月二十六日から

令和二年一月二十四日まで

四 作業地域

瑞穂市

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により下呂市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年八月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

下呂市

二 作業種類

公共測量（デジタル空中写真撮影、写真地図作成）

三 作業期間

令和元年八月十五日から

令和二年二月二十八日まで

四 作業地域

下呂市

土地区画整理事業の換地処分

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三百三条第三項の規定により、羽島市から羽島都市計画事業駅北本郷土地区画整理事業の換地処分を令和元年七月二十五日に行った旨、届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

令和元年八月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

令和元年八月三十日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社